



テキストチェックゼミ 第2回

～第2章第2節から第3節～

TAC監査論講師
岡田 健司



ガイダンス～テキストチェックゼミの目的～

■最終的な目的

「体系的に監査論を理解するためのヒントと勉強方法を提供」

■このテキストチェックゼミの主眼(受講する意義)

1. テキストの意味内容(深い意味)を整理する
2. テキスト間・論点間のつながりを明示する
3. 他の受講生のレベルを知る

※注意点※

最大限効果を高めるために、**予習を前提**とし（但しガチの暗記不要）、かつ、2時間という限られた時間での進行であるので**全ての論点を網羅したのではない**点に注意してください。



ガイダンス～監査論は何を学習する科目か～

■何を学習しているのか

1. 社会的信頼に足る監査を実施するための「しなければならない」ルール
2. 上記の趣旨、目的、ルール化に至った理論的背景

■このテキストチェックゼミとの関連

1. 殆ど取りあげません(一部例外あり)
2. こちらをメインにとりあげます

※補足※

1. のルールの多くは法令基準集に掲載されています。
したがって、論文監査論学習上、1. については法令基準集の検索能力を高める、2. については日頃から考える癖をつける、重要なものは覚えるという学習方針となります。



ガイダンス～今後の進行（予定）～【第2回目の実施を受けて更新】

	日程	主な内容（学習テーマ）	該当図表	テキストの範囲	該当頁
1	1月8日	ガイダンス、第1章（財務諸表監査総論）及び第2章（監査の実施）から主に監査の必要性、財務諸表監査の目的・前提・機能、監査主体の条件、監査実施の全体像、監査意見形成の論理	図表1	第1章～第2章第2節	1頁～51頁
2	1月22日	監査論1位の合格者に聞こう！&第2章（監査の実施）から主に監査手続、監査証拠（確認まで）	図表2	第2章第2節	52頁～63頁
3	2月12日	第2章（監査の実施）から主に、監査証拠（立会から）内部統制、試査、リスク・アプローチ、リスク評価と対応、特検リスク、会計上の見積り、監査上の重要性	図表3・4	第2章第3節～第5節	64頁～128頁
4	2月26日	第2章（監査の実施）から監査計画、グループ監査、経営者確書、第3章（監査報告）	図表5・6	第2章第6節～第8節、第3章	129頁～212頁
5	3月12日	第4章（個別論点）から主に不正等への対応、継続企業、監査役等とのコミュニケーション、KAM、後発事象、契約の新規の締結及び更新、監査人の交代、その他の記載内容	図表7	第4章	213頁～284頁
6	3月26日	第5章（保証業務）から主に四半期レビュー、内部統制監査、特別目的の財務諸表に対する監査	－	第5章	285頁～352頁
7	4月16日	第6章（監査制度）から主に法令違反等事実、監査人の独立性、概念的枠組みアプローチ、守秘義務の解除、監査基準の改訂の歴史その他横断的に論点を整理	－	第6章含む全範囲	全範囲

※ 予習を前提とします。

※ 当日は2023年度上級テキストと（可能であれば）法令基準集をご用意ください（ゼミ中に両方みていただいて構いません。）。



第2回(主な学習テーマ)

■第2章(監査の実施(実施論))

監査手続の種類(52・53頁、59頁～65頁、78・79頁)、十分かつ適切な監査証拠(54頁～58頁)、内部統制(68～72頁)、内部統制と監査手続の関係性(74～77頁)、試査(80～87頁)



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

Q1 普段どのように監査論を勉強してましたか？

普段どのようなことを意識して勉強してましたか？



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

Q2 短答式試験と論文式試験では勉強方法のアプローチはどう違いましたか？（あるいは同じでしたか？）



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

Q3 論文式試験受験にあたってこの時期は何を意識していましたか？



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

Q4 テキストのどこをどのように覚えたらいいですか？



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

Q5 法令基準集はどのように使っていましたか？



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

Q6 複数の講師の収録を見た方がよいですか？



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

Q7 他校の答練にも手を出していいですか？



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

Q8 ぶっちゃけTACの教材だけで大丈夫ですか？

岡田講師の論文対策講義のQ&A集の位置づけがよくわからないのですが、どのように活用されていましたか？



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

Q9 なぜ監査論で高得点を取れたと思いますか？



監査論1位のTAC生に勉強方法を聞いてみよう！

最後に全体的なアドバイスをお願いします！



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-3

「財務諸表が作られるまでの流れを次の記号を並べて説明してください

①仕訳(記帳)、②組替、③取引や会計事象の発生、④決算整理」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-3

「財務諸表が作られるまでの流れを次の記号を並べて説明してください

①仕訳(記帳)、②組替、③取引や会計事象の発生、④決算整理」

A2-3

- ③取引や会計事象の発生→①仕訳(記帳)→④決算整理→②組替→財務諸表という流れです。
 - 例えば、③は商品を発送して売り上げた→①売掛金110/売上高110→④(売掛金が回収されないので、貸倒懸念債権として50%引当てたとして)貸倒引当金繰入額55/貸倒引当金55といった内容です。
 - 組替とは、財務諸表等規則という財務諸表作成上のルールにしたがって、細かに設定されている勘定科目を大きく集約していくというものです(例えば、支店別の現金勘定と銀行口座別の預金勘定を「現金及び預金」と纏める)。
 - 監査はこの①や③の源流にたどって、**財務諸表の元となる会計記録の裏付けを得る**という実務といえます。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－4

「現金や株券発行有価証券の『実在性』という監査要点を立証するためによく実施される監査手続を教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-4

「現金や株券発行有価証券の『実在性』という監査要点を立証するためによく実施される監査手続を教えてください」

A2-4 該当テキスト頁:52頁

- 「実査」です。
 - 現金なら現金を直接手に取って、株券発行有価証券なら株券を直接手に取ってその実在性を確かめます。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－5

「記録や文書の閲覧の一形態として、仕訳（会計記録）を裏付けるために証憑書類を閲覧する監査手続を何と呼称しますか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-5

「記録や文書の閲覧の一形態として、仕訳(会計記録)を裏付けるために証憑書類を閲覧する監査手続を何と呼称しますか」

A2-5 該当テキスト頁:52頁

- 「証憑突合」です。
 - 売上高の証憑突合としては、以下のような書類を閲覧し、会計記録との一致を確かめます。
 - 確かに顧客から注文があったことを確かめるための「注文書」や「契約書」
 - 商品が確かに出荷されたことを確かめるための「出荷指示書」や「送り状」
 - 基本的な証憑の名称は少しずつ覚えていきましょう。重要なものは論対講義でご紹介します。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－6

「監査証拠を意見の根拠として用いるためにはどのような要件が必要ですか、2つ列挙してください」



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－6

「監査証拠を意見の根拠として用いるためにはどのような要件が必要ですか、2つ列挙してください」

A2－6 該当テキスト頁：54頁

- 量的要件である「**十分性**」と質的要件の「**適切性**」です。
 - 具体的に「適切性」は、「（監査証拠の監査要点への）**適合性**」と「（監査証拠としての）**信頼性**」を意味します。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－7

「監査証拠の十分性と適切性の関係性について述べてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-7

「監査証拠の十分性と適切性の関係性について述べてください」

A2-7 該当テキスト頁:54頁

- 一般的に両者は「**相互補完関係**」にあります。
 - ただし、54頁(※5)のとおり、数多くの監査証拠を入手しても、監査証拠の質の低さを補完しないことがあります。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－8

「ある財務諸表項目の『実在性』、『網羅性』を確かめるためには一般的に何を検討対象とすればよいか、次の選択肢から答えてください

- ①財務諸表や総勘定元帳や試算表などの帳簿
- ②会計事象や取引を裏付けるための証憑書類・原始帳票」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-8

「ある財務諸表項目の『実在性』、『網羅性』を確かめるためには一般的に何を検討対象とすればよいか、次の選択肢から答えてください

- ①財務諸表や総勘定元帳や試算表などの帳簿
- ②会計事象や取引を裏付けるための証憑書類・原始帳票」

A2-8 該当テキスト頁:55頁、Q2-3も参照

一般的に『**実在性**』の立証のためには①財務諸表や総勘定元帳や試算表などの帳簿を検討対象とし、
●一般的に『**網羅性**』の立証のためには②会計事象や取引を裏付けるための証憑書類・原始帳票を検討
します



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－9

「テキスト56頁のとおり、通帳などの期末日後の売掛金の回収に関連した記録や文書の閲覧は売掛金の期間帰属の適切性については必ずしも監査証拠として適合しません。では、どうすればよいのでしょうか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-9

「テキスト56頁のとおり、通帳などの期末日後の売掛金の回収に関連した記録や文書の閲覧は売掛金の期間帰属の適切性については必ずしも監査証拠として適合しません。では、どうすればよいのでしょうか」

A2-9 該当テキスト頁:56頁

- **売掛金をその期に計上してよいことを確かめる必要がある**ので、例えば、売掛金(売上高)の計上根拠となる(売上の計上基準が**出荷基準**であれば出荷したことを証する)**出荷証明書、送り状(控)**、(売上の計上基準が**検収基準**であれば検収されたことを証する)**得意先からの検収書**などを閲覧します。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－10

「テキスト56頁のとおり、売掛金に対する確認は売掛金の評価の妥当性については必ずしも監査証拠として適合しません。では、どうすればよいでしょうか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-10

「テキスト56頁のとおり、売掛金に対する確認は売掛金の評価の妥当性については必ずしも監査証拠として適合しません。では、どうすればよいでしょうか」

A2-10 該当テキスト頁:56頁

- 売掛金の回収可能性に問題がないことを確かめる必要があるので、例えば、通帳などの期末日後の売掛金の回収に関連した記録や文書を閲覧したり、当該得意先の財務諸表を入手して財政状態や流動比率等进行分析します。



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-11

「分析的手続は管理会計論のどの分野に近いイメージか教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-11

「分析的手続は管理会計論のどの分野に近いイメージか教えてください」

A2-11 該当テキスト頁:61頁

- 財務情報分析に近いイメージです。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－12

「分析的手続は①監査計画、②監査手続の実施、③意見の形成で実施されることがあります、このうち、必ず実施しなければならないのはどの段階でしょうか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-12

「分析的手続は①監査計画、②監査手続の実施、③意見の形成で実施されることがあります、このうち、必ず実施しなければならないのはどの段階でしょうか」

A2-12 該当テキスト頁:59・60頁

- ①監査計画、③意見の形成の際には必ず実施する必要があります。
- ②監査手続の実施段階では、リスクアプローチの観点から他の監査手続よりも効果的・効率的だと考えられる場合に実施することがあります。この手続を**分析の実証手続**といいます。なお、実務では殆ど使用しません。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－13

「分析的手続を①監査計画、②監査手続の実施、③意見の形成で実施するときのそれぞれの目的を端的に述べてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-13

「分析的手続を①監査計画、②監査手続の実施、③意見の形成で実施するときのそれぞれの目的を端的に述べてください」

A2-13 該当テキスト頁: 59・60頁

- ①監査計画段階では、**重要な虚偽表示リスクを識別するために**実施します。
- ②監査手続の実施段階では、**重要な虚偽表示を看過しないために**実施します。
- ③意見の形成段階では、**企業に関する監査人の理解と財務諸表が整合していることについて全般的な結論を形成するために**実施します。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－14

「一般的に確認手続はなぜ監査証拠としての証明力が高いと言われるのか説明してください」



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－14

「一般的に確認手続はなぜ監査証拠としての証明力が高いと言われるのか説明してください」

A2－14 該当テキスト頁：57・62頁

- 外部の第三者から監査人が直接入手した文書による証拠だからです。



第2章（監査の実施（実施論）） 第2節

Q2－15

「テキスト63頁（4）③の『監査意見に対する影響を判断』とは具体的には
どういうことか説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-15

「テキスト63頁(4)③の『監査意見に対する影響を判断』とは具体的にはどういうことか説明してください」

A2-15 該当テキスト頁: 63頁・191頁・193頁・196頁

- 監査範囲の制約に相当する除外事項かどうかを判断し除外事項付意見を表明するかということです。



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-16

「テキスト63頁(4)④の『確認差異が虚偽表示の兆候を示しているか否か』とは具体的にはどういうことか、以下の例を基に説明してください

(例) 売掛金100の残高確認を実施したところ、買掛金はゼロという回答」



第2章(監査の実施(実施論)) 第2節

Q2-16

「テキスト63頁(4)④の『確認差異が虚偽表示の兆候を示しているか否か』とは具体的にはどういうことか、以下の例を基に説明してください

(例) 売掛金100の残高確認を実施したところ、買掛金はゼロという回答」

A2-16 該当テキスト頁: 63頁・200頁

- 当該**確認差異が虚偽表示である可能性がある**ということです。
- この例では、例えば、虚偽表示である場合とそうではない場合が考えられます。
 - 3月31日に出荷されたものであれば、4月1日以降に到着・検収していると考えられるため、虚偽表示でない
 - 一方、3月初旬ごろに出荷されたものであれば、3月中に到着・検収していると考えられるため、虚偽表示



絶対に合格して
会計士になろう！



絶対合格宣言！